

三原市脱炭素社会推進事業補助金 (省エネルギー診断受診) 制度のご案内

三原市では、令和4年度から二酸化炭素排出量の削減及び「見える化」を図るため、事業者（中小企業者）向けに「省エネルギー診断受診」にかかる費用の一部を補助する制度を開始しました！

補助制度の概要

補助対象者

- ・市内で事業活動を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者）
- ・市税の滞納がない者

申請受付期間

令和4年5月2日（月）～診断実施機関の令和4年度受付終了まで
（例年、12月頃に予算上限に達し、受付を終了）

補助金額

上限1万1千円（補助率：1／2）

省エネルギー 診断とは？

- （1）診断実施機関
（一財）省エネルギーセンター

省エネ・節電ポータルサイト

[shindan-net.jp](https://www.shindan-net.jp/) 

- （2）診断内容・期待される効果
 - 診断名称：省エネ最適化診断
 - 省エネ診断：使用エネルギー利用の最適化支援等
 - 再エネ提案：再エネの導入提案等
 - ※運用改善，設備投資等による（経営）改善提案
- （3）診断費用（税込み）：10,450円～23,100円
- （4）**三原市内の提案事例**（事業所の規模や設備の状況によって異なります。）
平成30年度に宿泊施設で診断を受診し、**投資不要の運用改善**（空調電力量の削減等）で**年間当たり44万4千円の削減効果**が見込まれる事例がありました。

<お問い合わせ・申請はこちら>

三原市生活環境部生活環境課環境政策係（三原市港町三丁目5番1号）

電話：（0848）67-6194 FAX：（0848）64-4103

HP：https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/121830.html

※補助金申請書類は生活環境課の窓口、各支所、HPからダウンロードできます

▼市HP

